

令和7年度東京都功労者表彰（技術振興功労）候補者推薦手続要領

1 趣旨

科学技術の進歩、産業の発展、都民生活の向上に特に功労があった者を、東京都功労者表彰（技術振興功労）候補者として推薦するための手続きを定める。

2 対象

- (1) 科学技術発展のため尽力し、科学技術の進歩、産業の発展、都民生活の向上に貢献し、かつ、20年以上在職した功労顕著な者で、次の各号に該当するもの。
 - ア 科学技術上優れた研究・開発を行った者、又は研究・開発の育成実施に尽力した者
 - イ 公共的な科学技術振興団体の運営に尽力した者
 - ウ 公共的な科学技術研究施設の充実に尽力した者
 - エ 科学技術の普及啓発に尽力した者
 - オ 科学技術振興施策の推進に尽力した者
- (2) 特許、実用新案、意匠として登録された優秀な発明若しくは考案をなし、又はそれらの基礎を完成した者で、その業績が顕著な者。ただし、主たる発明考案が出願中又は審査請求中の場合は対象としない。なお、本功労の推薦には、功績の成果が産業の発展に貢献していることが必要となる。

3 欠格条項

以下に該当する者は、原則として表彰しない。

- (1) 同一又は同種の功績により、既に東京都の表彰（東京都表彰規則、東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づくもの）又は国の栄典（叙勲、褒章）を受けている者。
- (2) 現在、起訴されている者又は刑に処せられた者。（道路交通法等違反を含む。）
- (3) 表彰候補者又は関係する団体等について、次に掲げる事実が存在し、都民感情にそぐわないと思われる場合。
 - ア 犯罪容疑により取調中である場合
 - イ 近年、公正取引委員会による取調べを受けた場合又は同委員会の審決等を受けた場合
 - ウ 近年、公害の責任を問われている場合又は業務に関して相当規模の人身事故を起こした場合
 - エ その他、表彰することが適当でないような事実が新聞又は週刊誌等で報道された場合
- (4) 現に経営する事業所又は勤務する事業所が都内に所在しない者。
- (5) 東京都職員又は東京都議会議員の歴を有する者。

（ただし、離職してから相当年数経過し、かつ在職中の職務に関連しない事績である場合はこの限りではない。）
- (6) その他表彰の趣旨に反すると認められる者。

（例：税金滞納者、公害企業の経営者等。）

4 推薦手続き

- (1) 表彰候補者の推薦については、候補者が所属する1団体につき1名とすること。
- (2) 特許、論文等に共同発明者・共著者が居る場合、候補者が東京都功労者表彰に推薦されることについて共同発明者に予め承諾を得ること。
- (3) 推薦団体の代表者は次の書類を添えて、産業労働局長あてに推薦すること。

- ① 推薦書（様式自由。ただし、産業労働局長あて） 1部
- ② 東京都功労者表彰(技術振興功労)候補者調査票 2部
- ③ 東京都功労者表彰審査票 2部
- ④ 添付資料（任意） 2部（必ず下記※3を参照すること。）

業績に関係する、特許又は実用新案の公報、研究論文、新聞記事、表彰状の写し等

- ⑤ 同意書（発明又は考案が共同で行われた場合のみ） 1部

※1 推薦を希望する場合は、下記メールアドレス宛にご連絡ください。電子データにて②、③及び⑤の様式を送付いたします。

※2 上記、①から⑤の書類はすべてA4サイズ、両面印刷可、ステープラで綴じずに、クリップで挟んでください。（パンチ穴等も空けないでください）。なお、②から④は、上から順に部単位でまとめてください。

※3 上記、②、③及び④については、下記メールアドレス宛に電子データも送付してください。尚、④については、電子データで送付できない分量の添付資料である場合は、下記連絡先にその旨をご連絡ください。

提出先及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階

東京都産業労働局 商工部 創業支援課 大澤

電話 03-5320-4762

メール Yuma_Osawa@member.metro.tokyo.jp

提出期限 令和7年2月25日（火曜日）午後4時必着

5 審査及び被表彰者の決定

- (1) 産業労働局において審査・推薦候補者の選定を行う。
- (2) 政策企画局において審査・被表彰者の決定を行う。
- (3) 審査にあたっては、追加資料の提出及び説明を求める場合がある。また、「2 対象」の申請区分について、調整する場合がある。
- (4) 申請書類等について、本要領の記載事項ならびに所定の様式を満足しない場合又は、不実、虚偽の記載の事実等があった場合は、審査の対象から除外する。

6 表彰式

挙行日 令和7年10月1日（水）（予定）

場所 東京都庁第一本庁舎5階大会議場（予定）